

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク
防災業務計画

第1章 総則

第1条 計画の目的

AZ-COM ネットワーク防災業務計画（以下「本計画」という。）は、一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下「AZ-COM ネット」という。）が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）その他関係する法令の規定に基づき、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2条 基本方針

AZ-COM ネットは、本計画の実施にあたり、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等（以下、「関係機関」という。）、並びに AZ-COM ネット会員との相互連携を図りながら、災害対策を遂行するものとする。また、AZ-COM ネット理事長が代表取締役社長を兼任する(株)丸和運輸機関とは共同で災害対応にあたり、共同内容は別途定める。

2. 防災業務の実施にあたっては以下に留意する。
 - 1) 平素から関係機関との連携体制整備につとめる。
 - 2) 防災業務の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、災害発生又は発生する恐れがある場合の状況に応じて AZ-COM ネットが自主的に判断するものとする。
 - 3) 防災業務の実施においては関係機関の協力を得ながら、AZ-COM ネットの実施する防災業務に従事する者の安全確保に配慮する。
 - 4) 関係機関から緊急物資の運送などに関し、要請があった場合には、災害対策基本法に基づき、業務を迅速に実施する。
 - 5) AZ-COM ネット会員のうち、特に本計画を遂行する為に重要な会員とは個別協定を締結し、共同で災害対応にあたる。

第2章 防災体制の確立

第3条 防災に関する組織

AZ-COM ネット災害対策本部及び(株)丸和運輸機関災害対策本部との連携体制については AZ-COM ネット事業継続計画に準ずる。

2. 防災に関する業務を的確かつ円滑に推進する為、災害対応における中核組織（BCP ネ

ットワーク)を構築する。

- 1) BCP ネットワーク組織体制については別途定める。
- 2) 各エリア支部長を中心に AZ-COM ネットと協同し災害対策・対応を行う。

第4条 災害対策本部

防災対策を的確かつ迅速に実施する為、AZ-COM ネット理事長（以下、理事長）は必要に応じ、災害対策本部を設置する。ただし、理事長が執務することができない場合は AZ-COM ネット副理事長（以下、副理事長）が執務を代行する。

2. 災害対策本部の構成員及びその職務は次のとおりとする
 - 1) 本部長
理事長を本部長とし、本部長は災害対策本部を統括する。ただし、本部長が執務することができない場合は次号に定める副本部長が執務を代行する。
 - 2) 副本部長
副理事長を副本部長とし、本部長を補佐する。
 - 3) 事務局長
AZ-COM ネット事務局長を災害対策本部事務局長とし、災害対策本部、現地災害対策本部、AZ-COM ネット会員、関係機関との連絡調整、災害対策実施を総括する。
 - 4) 本部員
別途 AZ-COM ネット事業継続計画に定める。対策本部の運営及び、事務局長を補佐する。
3. 災害対策本部は災害の規模、エリア、被害状況に応じ適切な場所に設置する。
4. (株)丸和運輸機関の災害対策本部が設置された場合は、すみやかに連携をはかる。副理事長が執務を代行する場合も同様とする。
5. 理事長は災害対策本部を設置した旨及び当面の方針について、BCP ネットワーク各支部並びに AZ-COM ネット会員に周知する。
6. 災害の規模や地域によって、BCP ネットワーク支部長を中心とする現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。
 - 1) 被災に関する調査を行い、情報を集め、災害対策本部へ連絡すること
 - 2) 該当エリアの BCP ネットワーク会員に対して、災害対策本部からの連絡共有を行い、調整を図ること。
 - 3) 緊急措置に要する作業、施設、車両運搬具、燃料、物資並びに資金調達、配分及び輸送等に関する緊急計画を策定し、その実施を推進すること。
7. 災害対策本部及び現地災害対策本部は、災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

第5条 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の業務を行う。

- 1) 政府からの要請に基づく緊急物資輸送を行う。
- 2) 緊急物資輸送を行うに必要な情報を関係機関から収集し、緊急物資輸送を依頼する AZ-COM ネット会員に対し、迅速に安全に関する情報を提供する。
- 3) 災害の状況に応じ、AZ-COM ネット会員の施設、車輛等の被災状況、防災業務の実施状況及び、運送に並びに運行の状況を把握する。
- 4) その他、防災対応に関し必要とされる業務を行う。

第3章 防災予防に関する事項

第6条 社屋の防災機能の向上等

大規模災害発生時、本部及び BCP ネットワーク支部が応急対応の中核拠点の機能を果たし得よう、社屋の防災機能の向上を目指して以下の措置を講ずる。

- 1) AZ-COM ネット本社並びに BCP ネットワーク支部拠点の非常用発電設備及び、燃料の確保、食料、飲料水、医薬品などの生活必需品の適切な備蓄、整備に努める。AZ-COM ネット本社ならびに BCP ネットワーク支部が被災した場合に備えて、避難経路の確保、避難誘導マニュアルの整備を図る。
- 2) AZ-COM ネット本社ならびに BCP ネットワーク支部拠点が被災し使用できなくなった場合に備え、代替拠点の選定を各社の事業継続計画によってあらかじめ定める。

第7条 運送に関する備え

関係機関が緊急物資の運送を実施するための体制整備を行うにあたっては、連絡先の提供、運送能力及び施設に関する情報の提供並びに、協定締結など必要な協力を行うように努める。また、災害発生時の緊急輸送が円滑に実施されるよう関係機関と連携し、これらの実施体制の整備及び、協力体制の構築に努める。

第8条 通信手段の確保・整備

災害時において関係機関等との情報伝達手段を確保する為、通信手段の多重化等バックアップ体制の構築に努める。特に、BCP ネットワーク会員とは迅速な連携が取れるよう連絡体制の整備、充実を図る。

第9条 防災教育・訓練の実施

防災教育・訓練実施については以下の号に定める

- 1) 平素から、的確な防災業務の実施が可能となるよう社内における訓練を実施する

- とともに、関係機関が実施する防災業務についての訓練に参加するように努める。
- 2) AZ-COM ネット会合において、防災に関する情報を定期的に提供し、各会員の防災意識向上に努める。
 - 3) 各エリアBCPネットワーク支部による会合を定期的に開催し、防災に関する情報の共有、連絡体制の構築、訓練を行い、各会員の連携強化、防災意識向上に努める。
 - 4) 各エリアBCPネットワーク支部長とは緊急対応の合同訓練を行い、相互連携体制の構築に努める。

第10条 防災設備の整備・点検

災害の防止、被害拡大の拡大防止、並びに災害への対応を図るため、災害に関する、安全対策設備、通信連絡設備、非常用電源設備等を整備するとともに、機能を維持するための整備・点検を実施する。

第4章 災害応急・復旧対策に関する事項

第11条 運送の確保

緊急物資の運送については次の号のとおりとする。

- 1) 関係機関から要請があった場合には、当該運送に係るBCPネットワーク支部長と速やかに連携を図り、共同でこれらの運送を迅速に行う。
- 2) 関係機関から要請があった場合には、車輛故障又は資機材の故障等の当該運送を実施できない正当な理由がない限り、これらの運送を迅速に行う。
- 3) 緊急物資の運送の実施に当たっては、当該運送の求めなどを行ったものから提供される安全に関する情報に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことがないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条件などによっては、運送業務の実施責任者が判断して、安全確保のため必要な措置を講じる。
- 4) 運送に必要な施設の状況確認等、災害発生時において物資を適切に運送するために必要な措置を講じる。
- 5) 運送に障害が生じた場合には、必要に応じ、関係機関に当該障害について連絡するとともに、協力を仰ぎ連携し、代替運送の確保に努める。

第12条 災害発生時における情報の収集及び連絡

災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合は、事務局職員が情報を収集して状況を把握するとともに、関係職員および、BCPネットワーク支部、BCPネットワーク支部事務局に対し連絡、共有を行う。行動基準については別途AZ-COMネット事業継続計画に定め、関係職員及び各BCPネットワーク支部、BCPネットワーク支部

事務局に周知する。

第13条 活動体制の確立

活動体制については下記の号に定める

- 1) 災害対応の実施体制として、政府災害対策本部が設置された場合には、AZ-COM ネット事業継続計画に則り、BCP ネットワーク支部長、BCP ネットワーク事務局と連携して災害対策本部や現地災害対策本部を設置する。
- 2) 災害対策本部及び現地災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局はBCP ネットワーク各支部へ連絡し、必要に応じ複数の支部で現地災害対策本部を設置して対応する。
- 3) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、設置した旨の連絡を災害対策本部事務局は所管省庁を通じて政府災害対策本部に連絡を行う。
- 4) 防災業務を迅速に実施するため、必要に応じ、関係従業員の緊急参集を行う。

第14条 情報連絡体制の確保

情報収集及び報告については、次の号に定める。

- 1) AZ-COM ネット社屋および災害対応の中核となる BCP ネットワーク支部の被災状況、防災業務の実施、運送状況等の災害業務に関する情報を迅速に収集するものとし、災害対策本部はこれらの情報を集約し、必要に応じ関係機関に報告する。
- 2) 災害対策本部は政府災害対策本部から災害の状況や防災業務を実施するにあたり必要となる情報について収集を行うとともに、必要に応じて関係社内、BCP ネットワーク支部、AZ-COM ネット会員に共有を行う。
- 3) 災害が発生した場合には直ちに必要な通信設備の通信状態の確認を行うとともに、連絡の為に必要な通信手段を確保する。
- 4) 防災業務の実施に必要な通信設備に障害が生じた場合、直ちに所管省庁に支障の状況を連絡するとともに、通信設備の復旧を行う。

第15条 災害復旧に関する事項

災害復旧に関する事項については、次の号に定める。

- 1) 災害対策本部はBCP ネットワーク支部及びAZ-COM ネット会員における災害復旧の実施状況などの情報収集に努め、復旧の為に措置を支援する。
- 2) 復旧のために必要な措置を講じるにあたって、AZ-COM ネット及びBCP ネットワークが自らの要員、車輛又は資機材などによつて的確かつ迅速な措置を講じることができない場合には、速やかに関係機関に対し、復旧の為に必要な措置に関し支援を求める。
- 3) 災害対策本部は、必要に応じ復旧の実施状況を関係機関に報告し、復旧について

の対策を協議する。

第5章 地震防災強化計画

第16条 地震防災強化計画・地震防災対策推進計画

大規模地震対策特別措置法6条1項の規定に基づく「地震防災強化計画（以下「強化計画」という。）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づく「地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）は次の各号のとおりとする。

- 1) 大規模地震対策特別措置法6条1項の規定に基づき、附属資料1に掲げる東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る強化計画を定めるものとする。
 - i. 災害予防対策
 - (ア) AZ-COM ネット事務局は、国土交通省等から地震予知情報などの通知を受けた場合、社内およびBCP ネットワーク事務局に正確かつ迅速に伝達するものとする。
 - (イ) AZ-COM ネット事務局は、強化地域に所在するAZ-COM ネット会員に対し、支部会合等を通じて地震防災対策に関する教育・訓練を実施する。
 - ii. 東海地震警戒宣言時の対応
 - (ア) AZ-COM ネット事務局は、あらかじめ定めた方法により、社内及びBCP ネットワーク事務局、当該地域AZ-COM ネット会員へ情報伝達を行う。
 - (イ) AZ-COM ネット事務局は、当該地域BCP ネットワーク支部と連携し、地震防災対策が円滑に実施できるようにその準備、施設や設備、避難場所・経路等の確認を指示する。
 - (ウ) AZ-COM ネット事務局は、東海地震注意情報の解除に係る情報が発表された場合には、解除された旨の情報を伝達する。
 - iii. 東海地震発生時後の対応
 - (ア) 災害対策本部の設置については4条に準ずる。
 - (イ) 東海地震発生後については、本計画第4章に定めるところにより対応することとする。
- 2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、附属資料2に掲げる南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る推進計画を定めるものとする。

i. 災害予防対策

災害予防については本計画第3章に定めるところによるほか、次の事項により対応する。

(ア) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する AZ-COM ネット会員に対し、支部会合等を通じて南海トラフ地震発生に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識や現在講じられている対策、今後の地震対策について取り組むべき課題等について会報や支部会合を通じて地震防災対策に関する教育・訓練を実施する。

(イ) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する BCP ネットワーク支部と連携し、会員に対し予め避難場所や安全な避難ルート及び危険地域の位置を確認し各社規程に定めることを喚起する。

(ウ) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する BCP ネットワーク支部と連携し、津波警報などが発令された場合において、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう予め、情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくこととする。

ii. 南海トラフ地震発生時後の対応

(ア) 災害対策本部の設置については4条に準ずる。

(イ) 南海トラフ地震発生後については、本計画第4章に定めるところにより対応することとする。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時には、前項に定める対策のほか、国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえた対応を行う。

3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、附属資料3に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震（以下「日本・千島海溝地震」という。）の防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る推進計画を定めるものとする。

i. 災害予防対策

災害予防については本計画第3章に定めるところによるほか、次の事項により対応する。

(ア) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する AZ-COM ネット会員に対し、会報や支部会合を通じて日本・千島海溝地震発生に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識や現在講じられている対策、今後の地震対策について取り組むべき課題等について支部会合等を通じて地震防災対策に関する教育・訓練を実施する。

(イ) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する BCP ネットワーク支部と連携し、会員に対し予め避難場所や安全な避難ルート及び危険地域の

位置を確認し各社規程に定めることを喚起する。

(ウ) AZ-COM ネット事務局は、推進地域に所在する BCP ネットワーク支部と連携し、津波警報などが発令された場合において、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう予め、情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくこととする。

ii. 日本・千島海溝地震発生時後の対応

(ア) 災害対策本部の設置については4条に準ずる。

(イ) 日本・千島海溝地震発生後については、本計画第4章に定めるところにより対応することとする。

(ウ) 前項に定める対策のほか、国が策定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時の対応含む)を踏まえた対応を行う。

第6章 計画の修正

第17条 本計画は災害対策基本法第39条その他関係する法令の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

附則

1. 本計画は2023年(令和5年)12月15日より施行する。
2. 本計画は2025年(令和7年)4月1日より一部改訂する。

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、 長久手市 、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成24年4月1日現在 1都7県 **157市町村**

← 1都7県 157市町村 (平成23年4月1日現在)

※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **長久手市 (H24.1.4)** ← 長久手町

附属資料 2 南海トラフ地震防災対策推進地域 (市町村一覧)

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡壳木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東

	伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県 (全域)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 (全域)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡

	三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊

	町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梶原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

※ 平成26年3月28日現在

計 1都2府26県707市町村

附属資料 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村一覧）

北海道	函館市、 <u>室蘭市</u> 、 <u>釧路市</u> 、 <u>帯広市</u> 、 <u>網走市</u> 、 <u>苫小牧市</u> 、 <u>根室市</u> 、 <u>登別市</u> 、 <u>伊達市</u> 、 <u>北斗市</u> 、 <u>松前郡松前町</u> 、 <u>同郡福島町</u> 、 <u>上磯郡知内町</u> 、 <u>同郡木古内町</u> 、 <u>茅部郡鹿部町</u> 、 <u>同郡森町</u> 、 <u>二世郡八雲町</u> 、 <u>山越郡長万部町</u> 、 <u>枝幸郡枝幸町</u> 、 <u>紋別郡雄武町</u> 、 <u>虻田郡豊浦町</u> 、 <u>有珠郡壮瞥町</u> 、 <u>白老郡白老町</u> 、 <u>勇払郡厚真町</u> 、 <u>虻田郡洞爺湖町</u> 、 <u>勇払郡むかわ町</u> 、 <u>沙流郡日高町</u> 、 <u>同郡平取町</u> 、 <u>新冠郡新冠町</u> 、 <u>浦河郡浦河町</u> 、 <u>様似郡様似町</u> 、 <u>幌泉郡えりも町</u> 、 <u>日高郡新ひだか町</u> 、 <u>河東郡音更町</u> 、 <u>同郡士幌町</u> 、 <u>同郡上士幌町</u> 、 <u>同郡鹿追町</u> 、 <u>上川郡新得町</u> 、 <u>同郡清水町</u> 、 <u>河西郡芽室町</u> 、 <u>同郡中札内村</u> 、 <u>同郡更別村</u> 、 <u>広尾郡大樹町</u> 、 <u>同郡広尾町</u> 、 <u>中川郡幕別町</u> 、 <u>同郡池田町</u> 、 <u>同郡豊頃町</u> 、 <u>同郡本別町</u> 、 <u>足寄郡足寄町</u> 、 <u>同郡陸別町</u> 、 <u>十勝郡浦幌町</u> 、 <u>釧路郡釧路町</u> 、 <u>厚岸郡厚岸町</u> 、 <u>同郡浜中町</u> 、 <u>川上郡標茶町</u> 、 <u>同郡弟子屈町</u> 、 <u>阿寒郡鶴居村</u> 、 <u>白糠郡白糠町</u> 、 <u>野付郡別海町</u> 、 <u>標津郡中標津町</u> 、 <u>同郡標津町</u> 、 <u>目梨郡羅臼町</u>
青森県	<u>青森市</u> 、 <u>八戸市</u> 、 <u>五所川原市</u> 、 <u>十和田市</u> 、 <u>三沢市</u> 、 <u>むつ市</u> 、 <u>つがる市</u> 、 <u>東津軽郡平内町</u> 、 <u>同郡今別町</u> 、 <u>同郡蓬田村</u> 、 <u>同郡外ヶ浜町</u> 、 <u>西津軽郡鯨ヶ沢町</u> 、 <u>同郡深浦町</u> 、 <u>北津軽郡中泊町</u> 、 <u>上北郡野辺地町</u> 、 <u>同郡七戸町</u> 、 <u>同郡六戸町</u> 、 <u>同郡横浜町</u> 、 <u>同郡東北町</u> 、 <u>同郡六ヶ所村</u> 、 <u>同郡おいらせ町</u> 、 <u>下北郡大間町</u> 、 <u>同郡東通村</u> 、 <u>同郡風間浦村</u> 、 <u>同郡佐井村</u> 、 <u>三戸郡五戸町</u> 、 <u>同郡南部町</u> 、 <u>同郡階上町</u>
岩手県	<u>盛岡市</u> 、 <u>宮古市</u> 、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>紫波郡紫波町</u> 、 <u>同郡矢巾町</u> 、 <u>胆沢郡金ヶ崎町</u> 、 <u>西磐井郡平泉町</u> 、 <u>気仙郡住田町</u> 、 <u>上閉伊郡大槌町</u> 、 <u>下閉伊郡山田町</u> 、 <u>同郡岩泉町</u> 、 <u>同郡田野畑村</u> 、 <u>同郡普代村</u> 、 <u>九戸郡野田村</u> 、 <u>同郡洋野町</u>
宮城県	<u>仙台市</u> 、 <u>石巻市</u> 、 <u>塩竈市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、 <u>白石市</u> 、 <u>名取市</u> 、 <u>角田市</u> 、 <u>多賀城市</u> 、 <u>岩沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、 <u>栗原市</u> 、 <u>東松島市</u> 、 <u>大崎市</u> 、 <u>富谷市</u> 、 <u>刈田郡蔵王町</u> 、 <u>同郡七ヶ宿町</u> 、 <u>柴田郡大河原町</u> 、 <u>同郡村田町</u> 、 <u>同郡柴田町</u> 、 <u>同郡川崎町</u> 、 <u>伊具郡丸森町</u> 、 <u>亶理郡亶理町</u> 、 <u>同郡山元町</u> 、 <u>宮城郡松島町</u> 、 <u>同郡七ヶ浜町</u> 、 <u>同郡利府町</u> 、 <u>黒川郡大和町</u> 、 <u>同郡大郷町</u> 、 <u>同郡大衡村</u> 、 <u>加美郡色麻町</u> 、 <u>同郡加美町</u> 、 <u>遠田郡涌谷町</u> 、 <u>同郡美里町</u> 、 <u>牡鹿郡女川町</u> 、 <u>本吉郡南三陸町</u>
福島県	<u>福島市</u> 、 <u>会津若松市</u> 、 <u>郡山市</u> 、 <u>いわき市</u> 、 <u>白河市</u> 、 <u>須賀川市</u> 、 <u>相馬市</u> 、 <u>二本松市</u> 、 <u>田村市</u> 、 <u>南相馬市</u> 、 <u>伊達市</u> 、 <u>本宮市</u> 、 <u>伊達郡桑折町</u> 、 <u>同郡国見町</u> 、 <u>同郡川俣町</u> 、 <u>安達郡大玉村</u> 、 <u>岩瀬郡鏡石町</u> 、 <u>同郡天栄村</u> 、 <u>耶麻郡猪苗代町</u> 、 <u>西白河郡西郷村</u> 、 <u>同郡泉崎村</u> 、 <u>同郡中島村</u> 、 <u>同郡矢吹町</u> 、 <u>東白川郡棚倉町</u> 、 <u>同郡矢祭町</u> 、 <u>石川郡玉川村</u> 、 <u>同郡平田村</u> 、 <u>同郡浅川町</u> 、 <u>同郡古殿町</u> 、 <u>田村郡三春町</u> 、 <u>同郡小野町</u> 、 <u>双葉郡広野町</u> 、 <u>同郡楡葉町</u> 、

	同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯館村
茨城県	水戸市、 <u>日立市</u> 、 <u>土浦市</u> 、 <u>石岡市</u> 、 <u>結城市</u> 、 <u>龍ケ崎市</u> 、 <u>下妻市</u> 、 <u>常総市</u> 、 <u>常陸太田市</u> 、 <u>高萩市</u> 、 <u>北茨城市</u> 、 <u>笠間市</u> 、 <u>取手市</u> 、 <u>牛久市</u> 、 <u>つくば市</u> 、 <u>ひたちなか市</u> 、 <u>鹿嶋市</u> 、 <u>潮来市</u> 、 <u>常陸大宮市</u> 、 <u>那珂市</u> 、 <u>筑西市</u> 、 <u>坂東市</u> 、 <u>稲敷市</u> 、 <u>かすみがうら市</u> 、 <u>桜川市</u> 、 <u>神栖市</u> 、 <u>行方市</u> 、 <u>銚田市</u> 、 <u>つくばみらい市</u> 、 <u>小美玉市</u> 、 <u>東茨城郡茨城町</u> 、 <u>同郡大洗町</u> 、 <u>同郡城里町</u> 、 <u>那珂郡東海村</u> 、 <u>久慈郡大子町</u> 、 <u>稲敷郡美浦村</u> 、 <u>同郡阿見町</u> 、 <u>同郡河内町</u> 、 <u>結城郡八千代町</u> 、 <u>北相馬郡利根町</u>
栃木県	<u>宇都宮市</u> 、 <u>小山市</u> 、 <u>真岡市</u> 、 <u>大田原市</u> 、 <u>矢板市</u> 、 <u>那須塩原市</u> 、 <u>さくら市</u> 、 <u>那須烏山市</u> 、 <u>下野市</u> 、 <u>芳賀郡益子町</u> 、 <u>同郡茂木町</u> 、 <u>同郡市貝町</u> 、 <u>同郡芳賀町</u> 、 <u>塩谷郡高根沢町</u> 、 <u>那須郡那須町</u> 、 <u>同郡那珂川町</u>
千葉県	<u>千葉市</u> 、 <u>銚子市</u> 、 <u>館山市</u> 、 <u>成田市</u> 、 <u>佐倉市</u> 、 <u>旭市</u> 、 <u>勝浦市</u> 、 <u>八千代市</u> 、 <u>我孫子市</u> 、 <u>四街道市</u> 、 <u>印西市</u> 、 <u>匝瑳市</u> 、 <u>香取市</u> 、 <u>山武市</u> 、 <u>いすみ市</u> 、 <u>大網白里市</u> 、 <u>印旛郡栄町</u> 、 <u>香取郡神崎町</u> 、 <u>同郡多古町</u> 、 <u>同郡東庄町</u> 、 <u>山武郡九十九里町</u> 、 <u>同郡芝山町</u> 、 <u>同郡横芝光町</u> 、 <u>長生郡一宮町</u> 、 <u>同郡長生村</u> 、 <u>同郡白子町</u> 、 <u>夷隅郡御宿町</u>

※ 下線は、令和4年追加指定市町村

※ 令和4年9月30日現在 計272市町村